

# おしづき館

発行 青木和子  
代表 青木和子  
No. 96  
TEL 042-311-0888  
松本市牧原104-416

## 松本市議会 9月定例会

### 決算審査特別委員会を

#### 傍聴しました

今回は「おはなしキャラバン」について、かなりの議論が交わられました。しかし、10月31日に市議会広報委員会から発行された「議会だより」に、この掲載はありませんでしたので、以下に報告します。

◎傍聴席は委員会室の最後部で、委員席からは、もっとも遠く、さらに市の塔弁者の背中を見る位置なので双方の声が聞き取りにくい状況です。内容が違っている部分があるかもしれません。

が、どうぞご了承ください。

◎質名木議員。「キャラバンの経費の多さは何故か？その活動内容と目的は？」

◎答図書館長。目的は児童の読書推進、おはなし技術者養成・支援、社会教育における情報提供。H.15年度の活動は、公演259回、参加者延べ2120名。技術者養成79回、参加者延べ161名。

◎質名木議員。委託料（H.15年度約6700万円）は、ほとんど人件費（人名分）というが、市の経費削減のための委託のほすなのに、年々、委託料が上がっているのは何故か？

◎答図書館長。委託業務は児童奉仕業務から考えて、見直す必要があるかと考えている。

◎質名木議員。現図書館の充実についてはどう考えるか？

◎答図書館長。図書館機能の充実により、社会教育における情報提供などの普及活動を図りたい。

◎質名木議員。図書の新出冊数は減少傾向にある。抜本的見直しが必要なのではないか。

人件費が上がるからといって、委託料も上がるのはどうかと思う。市内には様々なグループがあるので、力を貸して貰ったらどうか？

システムの再構築や職員配置など、予算措置をしなくても、できる部分もあるのに、それをしないのは何故なのか？

◎答図書館長。費用をかけない、職員も配置しない、というのでは、良いサービスもできない。

読書推進など、原点に返って総



図書館を基本的に支えている土台の部分をも、きちんと理解しておくかないといけぬ。

教育は、本来、人間が人間になつていく営み、人間が様々な能力を身につけていく生きるための営み、それが教育の基本的な役割である。

ところが、明治以来の戦前の教育は、国家や天皇のために死ぬことを最高の価値とした教育勅語にあるように、一言で言えば「死に向かう教育」だったといえる。これは、教育という事に関して言えば矛盾した目標である。

戦後の教育基本法は、戦前の、「死に向かう教育」に対する大きな反省に立って作られた。日本の根本的なあり方を定めている法律の中の法律である「憲法」とは、表裏一体の関係にあり、「前文」を持つ教育宣言として、また、「憲法」として、位置づけられる。

その前文には、憲法に定め高らかに宣言した理念や考え方の実現は、最終的には教育の力に待たなければならぬ、とある。さらに、教育は、国家に対する国民の義務ではなく、すべての国民の権利である、と、明記したことは、憲法上の明記と共に大変重要である。

憲法第26条および教育基本法第3条では、「すべて国民は」と始まり、すべての国民の教育を受ける権利・学習権を保障している。

また、学校教育だけではなく社会教育も「教育」として認定し、「あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない」としている。そして、「国および地方公共団体は、図書館・博物館・公民館等の施設の設置」の「実現に努めなければならない」とある。

社会教育とは、国民の自己教育であり、国民の間の自由な相互の教育である。これを支援し、励まし、けっして縛らない、縛ろうとするものに足かせをかける。国や地方自治体など権力を持った人たちを縛る、という憲法が「社会教育法」の基本的な考え方であり、もちろん、「図書館法」も、その流れに位置づけられている。

図書館法のもっとも大事な役割は、利用者・市民・地域住民の、「知る権利・読む自由」を促進し、拡大し、励ます、ということにある。

補助金云々などの具体的な規定は、確かに弱い。そういう役割は、国や地方自治体に責務として課している。

憲法・教育基本法・社会教育法・図書館法という一連の法体系は、主権者である国民一人ひとりの知る権利・学ぶ自由を保障するとい

うことで、憲法の大原則である民主主義とは不可分の関係にある。教育基本法「改正」が、日程に上ってきた。今、本来、行政に對しても、一定の自律性を持つべき図書館において、知る権利・読む自由が保障されるか、が、最大の問題になってくる。

自分自身の教育思想にも照らし合わせて、私たちは今、それでいいのかという問いかけと共に、何を選択するのが問われている。

(文責 青木 和子)



問5. 松戸市立図書館に対する 満足・不満足と自由に記して下さい。



会報91号に載せられなかった分を掲載します。すべてのアンケートの掲載はこれで終了します。皆様の協力に感謝申し上げます。

私の生家のある秋田市の図書館は、いつも老若男女の市民に、こちら良く利用されています。空間が快適で行き来しやすいと思ってしまう市民の愛あるスポットに思っています。静かに本を借りたり読んだりする市民の息づかいとみんなが大切にしているのか伝わってくる。帰郷するたびに違い、豊かさを時間をおこします。松戸の図書館はその対極です。残念です。口惜しい。

・市民センターの分館があることには、かえって本館も魅力あるものに  
なっていない。  
・本の選びにくい。児童と青年の用が狭い。  
・調べ学習、調べもの等の本がない。ゆくりと落着いてこの場で本を  
読める。

- ① 市行政全体のおおむね、市外への関心、子育て支援が低い状態。(本社多読、親教習院などの子どもの使役の改善)
- ② より多くの市民がよく深く利用できるようにしてあげる、改善が必要だ。
- ③ 近隣自治体や他の地域の図書館との比較がされているのか?

図書館のラインナップもまだ不十分なところもあるかも知れないがシステムや館としての位置付け、利用目的を多用途で広くコミュニティや活用できる空間にしてもらいたいと思っております。